

一般競争入札の実施について

市有財産の貸付けを一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和8年10月1日

岐阜市長 柴橋 正直



記

1 入札に付する事項

(1) 自動販売機設置のために貸し付ける場所及び面積等

物件 番号	施設名	所在地	貸付箇所 (設置場所)	貸付面積	設置 台数	最低入札価格 (貸付期間中の賃貸借 料の総額、非課税)
1	中山道加納宿まちづ くり交流センター	岐阜市加納本町 一丁目16番地1	駐輪場 屋外	2.52㎡	1台	19,905円

(2) 貸付期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間とし、期間の延長及び更新はしない。

(3) 貸付条件等

別添仕様書のとおり

2 入札参加資格

次の要件を全て満たす法人又は個人は、入札に参加することができる。

- (1) 岐阜市競争入札参加資格者名簿（令和8・9・10年度 物品・委託・その他）に登録されるために必要な申請手続を完了している者であること。
- (2) 岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定に基づく資格停止を、本件の入札参加資格の確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (3) 法人にあっては岐阜市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては岐阜市内で事業を営んでいること。
- (4) 自動販売機の設置業務において、自ら管理運営する3年以上の実績を有している

こと。

- (5) 岐阜市が過去に実施した自動販売機設置場所の貸付けにおいて、次のいずれにも該当しない者であること。ただし、次のいずれかに該当することとなった日の属する年度の翌年度から起算して4年目以降の年度に属する日を入札日とする自動販売機設置場所の貸付けに係る入札への参加については、この限りでない。

① 落札後辞退した者

② 市有財産賃貸借契約を締結後、市有財産に係る土地賃貸借契約書第18条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当し、契約解除をされた者

③ 賃借人の都合により、賃貸借期間の満了前に契約解除をすることになった者

- (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する者でないこと。

- (7) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。

- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員でないこと。

- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。

ア) 親会社と子会社の関係にある場合

イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、ア)については、会社の一方が会社更生法に規定する更生会社又は民事再生法の規定による再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記①、②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (10) 会社更生法第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の

規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。

- (11) 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされた者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

3 担当部局

部局名称： まちづくり推進部まちづくり推進政策課
担当者名： 森田、田口、堀
電 話： 058-214-3767（直通）
住 所： 〒500-8701 岐阜市司町40番地1（市庁舎17階）

4 入札参加申込み

(1) 方法

入札の参加希望者は、受付期間及び受付時間内に、実施要領に定める書類を前項「3 担当部局」に持参のうえ提出するものとする。なお、郵送、電話、ファクス、電子メール等による受付は行わない。

(2) 受付期間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月30日（金）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 受付時間

午前9時から午後4時まで
（ただし、正午から午後1時までを除く。）

5 入札保証金及び契約保証金

免除

6 入札の日時及び会場等

(1) 日時

令和8年11月2日（月） 午前10時

(2) 場所

岐阜県岐阜市司町40-1
岐阜市役所庁舎 16階 16-1会議室

7 質疑応答

(1) 質問書の受付期間等

令和8年10月1日（木）から令和8年10月13日（火）まで
午前9時から午後4時まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 提出方法

質問書の受付期間内に、指定された様式により、担当部局に郵送又は持参することにより提出すること。

(3) 回答方法

回答は、質疑応答集を作成し、この質疑応答集を、質問書を受け付けた担当課にて交付する方法と、ホームページに掲載する方法により公表し、質問書提出者へ個別の回答は行わない。なお、回答の公表予定日は、令和8年10月20日（火）とする。

8 その他

この公告に定める事項のほか、必要な事項は、実施要領の定めるところによる。